

議案第66号

工事請負契約について

クルーズターミナル新築工事（建築3工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 クルーズターミナル新築工事（建築3工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1,285,570,000円
- 4 契約の相手方 石垣市字新川414番地の1
株式会社 信用組
代表取締役 識名 安信

令和6年7月5日提出

石垣市長 中山 義隆

理由

クルーズターミナル新築工事（建築3工区）の請負契約の締結については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年石垣市条例第8号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。